

第1 審査会の結論

公立大学法人福島県立医科大学（以下「実施機関」という。）が、令和2年3月19日付け元医大医研第1166号で行った公文書一部開示決定について、当審査会は次のように判断する。

- 1 次に掲げる部分を不開示とした実施機関の判断は、妥当ではなく、開示すべきである。
 - (1) 「受付番号：一般2019114 甲状腺二次検査の受診者とその家族に対するアンケート調査（R1.7.16承認分）」のうち、次に掲げる部分
 - ア 研究許可申請書 資料1「甲状腺二次検査 受診者・家族アンケート」のうち、5)の※及び6)の不開示部分
 - イ 研究許可申請書 資料2「アンケート調査の協力をお願い（第1版）」の不開示部分
 - ウ 研究許可申請書 資料3「甲状腺二次検査 子ども用アンケート」のうち、＜アンケート項目＞より上の部分及び5)の※並びに6)の不開示部分
 - (2) 「受付番号：一般2019114 甲状腺二次検査の受診者とその家族に対するアンケート調査（R1.8.28承認分）」のうち、次に掲げる部分
 - ア 変更許可申請書 資料1「甲状腺二次検査 受診者・家族アンケート」のうち、5)の※及び6)の不開示部分
 - イ 変更許可申請書 資料2「アンケート調査の協力をお願い（第1・1版）」の不開示部分
 - ウ 変更許可申請書 資料3「甲状腺二次検査 子ども用アンケート」のうち、＜アンケート項目＞より上の部分及び5)の※並びに6)の不開示部分
 - エ 変更許可申請書 参考資料1「甲状腺二次検査 受診者・家族アンケート」のうち、5)の※及び6)の不開示部分
 - オ 変更許可申請書 参考資料2「甲状腺二次検査 子ども用アンケート」のうち、＜アンケート項目＞より上の部分及び5)の※並びに6)の不開示部分
- 2 1以外の部分を不開示とした実施機関の判断は、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和2年2月4日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「・県民健康調査の甲状腺検査の研究計画と結果報告にかかるもの全て。」という内容の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件請求に対応する公文書として、「受付番号：1257 福島第一原子力発電所の事故に基づく周辺住民の外部被ばく線量推定のための問診票の検討」外21件の研究に関する公文書（以下「対象公文書」という。）を特定した。
- 3 実施機関は、令和2年2月18日付けで、条例第12条第2項の規定により、開示決定等の期間を令和2年3月19日まで延長する決定を行い、審査請求人に通知した。

- 4 実施機関は、令和2年3月19日付けで、対象公文書に記録されている情報のうち(1)のものについて、(2)に掲げる根拠規定及び理由により不開示とする公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (1) 「受付番号：一般2019114 甲状腺二次検査の受診者とその家族に対するアンケート調査（R1.7.16承認分）」及び「受付番号：一般2019114 甲状腺二次検査の受診者とその家族に対するアンケート調査（R1.8.28承認分）」のうち、次の部分
- ア 研究許可申請書 資料1「甲状腺検査 受診者・家族アンケート」の該当部分
- イ 研究許可申請書 資料2「アンケート調査の協力のお願（第1版）」の該当部分
- ウ 研究許可申請書 資料3「甲状腺二次検査 子ども用アンケート」の該当部分
- (2) 根拠規定 条例第7条第6号
- 理 由 本法人が行う調査研究に関する情報であって、研究結果発表前に公にすることにより、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるため。
- 5 審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年3月24日付けで、行政不服審査法（平成28年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。
- 6 実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和2年5月21日付けで、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会へ諮問を行った。
- 7 審査請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定により、令和2年6月8日付けで、反論書を実施機関へ提出した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、開示するとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、次のとおりである。

- (1) 研究結果そもそもの前に、アンケートの質問さえも黒塗りにすることに不服がある。
- (2) 質問内容で研究結果が完全に推測できるような単純なものなのか疑問がある。
- (3) 質問項目が公になることで、どのように「公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する」ことにつながるのか疑問がある。
- (4) 福島県から県民健康調査を委託された福島県立医科大学以外に、県の甲状腺検査の二次検査の受診者とその家族を把握できる機関はあり得るのか。
- (5) 他の機関や研究者が把握したところで、福島県立医科大学のような大規模な人数を対象にした研究ができるものなのか。その際の個人情報の管理方法やデータ提供の方法について問う。
- (6) アンケートの設問が公になったところで、どのように受診者とその家族を割り出し、類似の研究を行うことができるのか、仮にできるとしたらどのような機関や人物などが可能なのか。その際の個人情報の管理方法やデータ提供の方法について問う。

- (7) 研究内容やアンケートを開示したことで、実際に類似の研究が行われたり、研究者の独創性や優先権が失われた事例があるのか。
- (8) (4)～(7)の根拠が具体例を伴って示されていない。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が対象公文書の一部開示とした理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 対象公文書の特定について

対象公文書は、「受付番号：1257 福島第一原子力発電所の事故に基づく周辺住民の外部被ばく線量推定のための問診票の検討」外21件の研究に関する公文書であり、これ以外に対象となる公文書は存在しない。

2 不開示理由について

対象公文書のうち、「受付番号：一般2019114 甲状腺二次検査の受診者とその家族に対するアンケート調査 (R1. 7. 16承認分)」の研究許可申請書及び「受付番号：一般2019114 甲状腺二次検査の受診者とその家族に対するアンケート調査 (R1. 8. 28承認分)」の変更許可申請書は、研究者が、人を対象とした医学研究を適正に行うために倫理委員会に提出した文書である。

当該文書は、その適正な審査に資するため、当該研究に関する詳細な情報の記載が要求されており、記載の中には、当該研究に係る独創性や優先権に関する情報が含まれている。

本研究は、甲状腺二次検査の受診者及びその家族から回収する自記式アンケート調査の結果を分析することが主目的で、未だ研究活動の途上であり、今後の研究の進捗をもって論文化され、公になる予定である。

アンケートの設問については、本研究の中核をなすものであり、研究成果の公表の際に、アンケートの内容を併せて公表することが通常である。

研究成果が学会発表や学術雑誌掲載等により公表される前に、研究者本人の意図しないところで研究内容の中核部分が公になることにより、内容を模倣した類似の研究をされるなど、研究者の独創性や優先権が失われるおそれがある。

なお、独創性とは、当該設問が、これまでの甲状腺二次検査受診者との面談記録等から、受診者が今後どのようなことに不安を持っているかなどを集積・整理した先行研究を基に作成しており、多くの項目を整理・類型化した上で、その中から特に被験者が不安に感じている部分に着目し、選択肢を絞って構成していることから、過去の既存の研究等で実施されているアンケート調査から引用したり、流用したりしているものではなく、この研究のためだけに、先行研究を踏まえ、独自に作成されたという点や、一見すると一般的と思える内容であっても、質問項目を絞り、分かりやすく答えやすい形にした上で、仮説を検証するための質問として設定している点を指している。

また、優先権については、研究者は一定の仮説を持って本研究を実施しており、仮に当該設問が公になり、それを模倣して他者が研究を実施し、その研究成果を先行して公表されると、本学の研究者が当該研究で得られる研究成果の優先権が失われてし

まう可能性がある点を指している。

これとは別に、研究結果が発表される前に当該設問が公になることで、研究方針に対する憶測などの恣意的解釈や、研究に対する尚早な過大又は過小評価といった社会的な誤解が生じることにより、研究の公正さが損なわれ、結果として、適当な時期に適当な方法により公表されれば社会に還元できるはずの成果を、研究者が十分に上げられなくなるおそれがある。

以上のとおり、福島県立医科大学の能率的な研究活動が阻害されるおそれがあり、条例第7条第6号に該当することから、本件処分を行った。

第5 審査会の判断

1 公文書の特定について

公文書開示請求書に記載されている内容から、実施機関は、第4の1のとおり本件請求の対象公文書を特定しており、このことについて審査請求人と実施機関との間に争いはないため、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないものと判断する。

2 不開示情報の該当性について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定している。

これは、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条各号に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、原則として当該公文書を開示しなければならないという基本的な考え方を定めたものと解される。

実施機関は、条例第7条第6号に該当することを理由に、第2の4に記載の情報について不開示としているが、審査請求人はそれらの開示を求めていることから、以下、当該情報の不開示情報該当性を検討することとする。

3 条例第7条第6号について

(1) 条例第7条第6号の趣旨及び規定について

条例第7条第6号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、不開示情報とする趣旨の規定である。

同号に規定された「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められる場合を意味するものと解すべきである。

事務又は事業の「適正な遂行」に支障を及ぼす情報か否かを判断するに当たっては、当該支障と当該情報を開示することの公益上の必要性とを比較衡量し、前者が後者を上回る場合にのみ、この不開示情報に該当すると解するのが相当である。

(2) 条例第7条第6号の該当性について

当審査会において、実際に対象公文書の不開示部分を見分したところ、アンケート

の設問が不開示とされていることが確認された。

実施機関は、第4の2に記載のとおり、当該研究の中核とも言えるアンケートの設問には、研究者の独創性や優先権が含まれており、本研究の研究成果が公表される前に、研究者本人の意図しないところで公になると、類似の研究が行われることなどにより、研究者の独創性や優先権が失われるとともに、研究方針に対する憶測などの恣意的解釈や、研究に対する尚早な過大・過小評価といった社会的な誤解が生じることで、適当な時期に適当な方法により公表すれば社会に還元できるはずの成果を研究者が十分に上げることができなくなるおそれがあると主張する。

確かに、福島県立医科大学を始めとする研究機関における研究活動は、その成果を、社会や県民等に対して適当な時期に適当な方法により公表し、還元することが原則であり、その成果を上げるために、研究に従事する研究者の創意工夫等が最大限に発揮されるシステムや、研究における独創性や優先権の保護など、研究者の研究意欲を阻害しないことは重要である。

この点に鑑み、当審査会として、実施機関の説明を覆すに足る特段の事情は見出せないことから、アンケートの設問を不開示とした実施機関の判断は首肯できるものである。

一方で、対象公文書の不開示部分の見分においては、アンケートの設問とは別に、一見すると設問とは無関係な、アンケートの趣旨や目的、注意事項の説明など、一般的と思われる記載についても不開示とされていることが確認された。

そこで、当審査会事務局職員をして、実施機関に、当該部分を不開示とした理由を確認させたところ、実施機関では、内容を個別に判断した上で、アンケートの設問と一体のものとして様式一式を不開示にした旨の説明があった。

しかし、当該部分については、実施機関が研究の中核をなすものであるとするアンケートの設問自体とは区別できる部分であり、実施機関の説明によってもなお、開示することにより、アンケートの設問が推認されるなど、実施機関の主張するようなおそれが具体的に生じる特段の事情は認められず、アンケートの設問と一体のものとして不開示とすることは、個別の情報毎に開示不開示を判断する情報公開制度の趣旨に鑑みると適切ではないため、実施機関が当該部分を不開示とした判断は妥当ではなく、開示すべきである。

4 結 論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年5月25日	・実施機関から諮問書及び弁明書（写）を收受
令和2年6月10日	・実施機関を經由して審査請求人の反論書（写）を收受
令和2年11月16日 (第295回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
令和2年12月14日 (第296回審査会)	・実施機関から公文書一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・審議
令和3年1月18日 (第297回審査会)	・審議
令和3年2月16日 (第298回審査会)	・審議
令和3年3月17日 (第299回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
村上 敬子	税理士	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者

※ 渡辺委員は福島県情報公開審査会規則第3条第5項の決議により審議不参加